

# 介護支援マルジュ 事業継続計画（自然災害）

## 1. 総論

### ① 基本方針

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、合同会社マルジュ（以下、「合同会社」という。）介護支援マルジュ（以下、「事業所」という。）の防災計画の規定により、震災等の災害が発生した際に、利用者と職員の安全を確保し、継続的に介護サービスを実施するための基本方針を以下のとおりとする。

- (1) 利用者と職員の安全を守る。
- (2) 利用者に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 災害時における地域福祉のセーフティネットとしての役割を果たす。

### ② 優先する事業及び業務の継続

前条の基本方針に基づく具体的な事業継続の方針を以下のとおりとする。

#### (1) 居宅介護支援事業の継続

- ・ 独居や移動困難等の要援護性が高い利用者から優先して安否確認を行い、緊急時には地域住民や他のサービス事業者等と協力して避難所への避難を支援する。
- ・ 利用者の被災状況や生活状況を勘案し、緊急時のサービス調整のほか、必要な医療や生活支援等が得られるように調整等を行う。
- ・ 利用者等の状況に応じ、福祉避難所に避難する必要がある場合は、その避難やその後の生活支援等の調整を行う。

#### (2) ライフライン被害を踏まえた対策

- ・ 事業所や利用者の自宅等における電気、ガス、水道等のライフラインの被災状況を踏まえて、避難行動や応急的な対処などの支援を行う。
- ・ それぞれのライフラインの復旧までは、災害時用の設備及び備蓄品を最大限活用し、利用者の生命及び生活の維持を念頭に必要な支援を行う。

#### (3) 事業所内環境被害を踏まえた対策

- ・ 事業所建物の被災状況の把握を行うとともに、設備・備品等の落下等による被害が防げるように、また二次被害を防止するために必要な対処を行う。
- ・ 事業所内外の衛生環境の低下に注意し、その状況を把握するとともに、避難先や自宅などにおいて、感染症等の発生や拡大が起こらないように必要な支援を講じる。

- ・備蓄品等の状況を踏まえて、食事用の更にラップを使用するなど、代替的な手段を講じることができるように必要な助言等を行う。

### ③ 適用範囲

このBCPは、すべての事業所及び勤務するすべての職員に適用する。職員は、災害が発生した際は、BCP及び災害等に関連するマニュアルに則って行動する。

## 2. 災害時における組織体制と被害想定

### ④ 災害対策本部の設置

事業所は、河北郡内灘町及び周辺地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び水害等による大規模な被害が発生した場合、事業所内に「介護支援マルジュ災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

震度6弱未満の地震の場合であっても、利用者や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。

### ⑤ 災害対策本部の構成と役割

前条の規定に則り設置された災害対策本部の構成及び役割は、以下のとおりとする。

本部長が指揮を執ることが困難な場合は、本部長代理が職務を代行し、本部長代理が指揮を執ることができない場合においては、他職員が代行するものとする。

職務担当	氏名	主な役割
本部長	大矢 節子	全体の式及び判断、災害対策本部の設置
本部長代理	梅原 愛	本部長の補佐及び代行
本部員	上田 悦子	
	齋藤 涼香	
	岡部 来華	

### ⑥ 施設・事業所の外部環境

事業所の所在地周辺地域の外部環境を常時把握しておく。

#### (1) 施設・事業所所在地の震災被害における危険度

	立地・地盤	耐震等級	防火構造
内灘町鶴ヶ丘1丁目	平地 海拔 8,0 m	耐震等級 2 以上	防火構造

## (2) 事業所及び利用者の災害リスクの把握

※ ハザードマップ等のより、事業所・利用者の位置関係や避難行動等の課題を把握する。

※ 利用者の介護度や介護者の有無などを踏まえて、「避難行動要支援者」および「要援護者」のリスト化を行う。

### ⑦ 災害規模と被害の想定

BCP 策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりである。

なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正および追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

1. 地震：内灘町への影響が大きいと考えられている「邑知渦起震断層」(M7.6)、「金沢平野東縁起震断層(森本・富樫断層)」(M7.2)等直下型地震を想定。
2. 洪水：大雨によって大野川、河北渦、宇ノ気川で洪水が発生し堤防から水が溢れる、堤防が壊れて水が流れ出すことを想定。
3. 津波：内灘町千鳥台予測で最大津波高3.6m、第一波到達時間21分
4. 液状化：内灘町鶴ヶ丘～大根布、宮坂、西荒屋、室
5. 大雪被害：24時間の積雪量が100センチを超える。送電システム被害、停電、道路の通行困難、寸断により不通地域が出ると食糧等の搬入が遅れる。
6. 台風被害：大型台風等に伴う送電システム被害による長期停電。台風による水害及び土砂災害、道路の通行困難、不通地域が出る。

### ⑧ 人的被害等の想定

前条の想定による人的被害は以下の通り想定する。

#### (1) 震災の場合

##### ① 職員の状況

ア 屋内外での被災の可能性があり、就業または参集が困難な可能性がある。

イ 日中帯の発生であれば、家族等との連絡が取れない。帰宅困難が発生する。

ウ 夜間や休日の発生の場合、連絡が取りにくい状況となる。

##### ② 利用者の状況

ア 自宅等、建物の倒壊や落下物による被害、転倒による負傷等の可能性がある。

イ 自宅・外出先、家族等の状況から、避難行動等がとれない可能性がある。

ウ パニックの出現など不穏な精神状態となる可能性がある。

## (2) 水害・土砂災害の場合

### ① 職員の状況

- ア 自宅等が危険区域に該当する場合、積極的な避難が必要となる。
- イ 日中帯の発生であれば、家族との連絡が取れない。帰宅困難が発生する。
- ウ 夜間や休日の発生の場合、連絡が取りにくい。参集が困難となる。

### ② 利用者の状況

- ア 利用者の自宅の状況や地域により、水没等の被害による避難が必要となる。
- イ 事前の避難行動が取れていない場合、深刻な被害を受けている可能性がある。
- ウ 避難行動等に伴う怪我・外傷、不穏な精神状態となる可能性がある。

## (3) 長期停電の場合

### ① 職員の状況

- ア 自宅や事業所の冷蔵庫、暖房器具などの利用ができない。パソコン等の利用困難。
- イ 交通障害による職員の通勤が困難になる。
- ウ 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

### ② 利用者の状況

- ア 吸引器、エアマット等生命維持に必要な機器等が使用できなくなる。
- イ 夏場の発生時は体温調整等が困難になる。
- ウ 家電が使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。
- エ 外部からの食糧調達が必要となる。
- オ 不穏な精神状態となる可能性がある。

## 3. 平常時における備え

### ⑨ 事業所の安全対策

防災規定に基づき、二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

#### (1) 地震動による落下物・倒壊への対策

- ① 書棚や食器棚のガラス製ものは割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
- ② 机、ロッカー、筆筒、冷蔵庫などの電化製品等は、金具等で固定するなど、転倒や移動の防止を図る。
- ③ 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ④ 日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。

## (2) 避難経路の確認等

- ① 事業所内の避難経路や消火器の設置場所等については、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼る場所に貼りだしておく。
- ② 地震動や水害・土砂災害等の災害に応じた避難方法・避難開始時期等について、職員が認識できるよう周知する。
- ③ 避難方法や経路、避難開始時期については、市町村のパンフレットやハザードマップ、個別避難計画等により、十分に理解できるように必要な支援・確認を行う。

## ⑩ 備蓄品の整備等

備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

- ① 備蓄食糧は、事業継続に必要な食数を確保する。(最低限3日以上)
- ② 長期停電の可能性を踏まえて、食糧備蓄については常温で保存可能なものとする。
- ③ 機嫌を過ぎた飲料水は可能な限り事業所で保管し、生活用水として活用する。
- ④ 日常的に使用する備品については、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。
- ⑤ 利用者個別の服薬情報や医療事項を記載したフェイスシートを作成し、保管する。(氏名、生年月日、血液型、服薬情報、医療行為の必要性、その他注意事項等)
- ⑥ 災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所についても職員間で検討し、情報を共有する。
- ⑦ リストに記載のない発電機等は、訓練等の機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

## ⑪ 資金の準備等

緊急時に当面必要な資金及び物品の確保、事業を継続するために必要な資金については、以下のとおり準備を行う。

### (1) 災害発生時に必要な資金

- ・日中や夜間を問わずに急遽必要となる資金については、事業所内で常に準備しておく。
- ・災害発生時に必要な資金については、通常業務のものと別に準備する。

### (2) 災害発生時に必要な物品の確保

- ・災害発生時に必要な物品・資源等を確保するため、その入手先のリストを作成する。
- ・食料や燃料等を含む物品・資源の入手先は、できる限り複数を想定しておくとともに、支払い方法等についても把握しておく。

### (3) 事業運営に必要な資金

- ・災害被害に関する修繕・補給等に対応する損害保険に加入する。
- ・人件費等の不足がないように、必要な資金については担保するとともに、不測の事態に対応できるように金融機関等と協議を行っておく。

## ⑫ 利用者の災害時リスクの把握と支援体制の構築

利用者の生活環境や新心機能、支援者の有無などから、災害発生時に生じる様々なリスクについて把握するとともに、必要な支援体制が構築できるように準備を行う。

### (1) 利用者の災害リスクに特に影響を及ぼす因子

- ① 居住地等の災害リスクの種類と程度（ハザードマップで確認）
- ② 住居の構造、周辺環境、避難場所、避難経路、移動方法など
- ③ 要介護度、日常生活自立度等（移動能力や判断能力等の把握）
- ④ 医療の必要性（在宅酸素等の医療機器の使用、透析など継続的医療の必要性）
- ⑤ 時間帯ごとの支援者（介護者、家族、その他）の有無やその能力

### (2) 避難行動要支援者への対応

- ① 要介護3以上、医療依存度が高いなどの市町村の定める要件に該当する避難行動要支援者については、市町村の避難行動計画による支援内容を把握する。
- ② 災害発生時に活用しやすいように、避難行動要支援者である利用者のリストの作成やハザードマップ等への落とし込みなどを行う。
- ③ 市町村の避難行動計画作成に際し、①の情報の提供などの必要な協力を行う。
- ④ 特に、避難行動支援が必要な利用者については、居宅サービス計画に反映させるなど、利用者自身が災害発生時の行動や支援等の理解が進展するように配慮する。
- ⑤ これらについての更新を適宜行う。

### (3) 避難行動要支援者に該当しない利用者への対応

- ① 避難行動要支援者に該当しない利用者においても、災害に伴う生活上の支援が必要であることを想定し、避難先や避難後の支援の必要性について検討を行う。
- ② 災害発生を契機に、生活状況の変化、健康状態心身機能の悪化などが起きる可能性があり、それぞれのリスクについてもできる限り想定をしておく。
- ③ 家庭内に、災害時要援護者が複数いる場合など、その優先性も含めた検討を行う。

## 4. 災害時の対応

### ⑬ 職員の体制

災害発生時における職員の体制については、防災規程により、震度5強以上の地震が発生したときは、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認したうえで所属事務所に参集する。（震災状況によっては防災責任者で適宜判断し、連絡網等で参集呼びかけを行う。）

### ⑭ 時間経過に応じた対応

災害時においては、利用者と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被災時においては、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持に必要な不可欠なサービスを継続して提供する事を優先に取り組む。

(1) 発生後 1 時間以内に行う業務等

- ① 発生直後の安全確認（消火など二次被害の防止のための行動を含む）
- ② 安全な場所への避難（自宅等の被害がある場合は、避難行動をとる）
- ③ 利用者の安否確認・避難行動の支援（優先度の高い利用者から開始する）
- ④ 事業所の被害状況の確認（施設等が使用できない場合は安全な場所を確保する）
- ⑤ 災害対策本部への被災状況報告
- ⑥ 災害対策本部の設置及び第 1 回災害対策会議の実施

(2) 発生後 2 4 時間以内に行う業務等

- ① 避難所の開設情報の把握（一般避難所、福祉避難所）
- ② 備蓄品の使用準備（食料、衛生用品、通信や移動に必要な備品、利用者情報等）
- ③ 周辺事業所等の被害状況の把握
- ④ 今後のサービス提供方針及び役割分担の確認
- ⑤ 主な優先業務の具体的実施方法等の確認
- ⑥ 利用者家族や関係機関（行政、地域包括支援センター等）、事業者への連絡

(3) 発生後 7 2 時間以内に行う業務

- ① 福祉避難所及び一般避難所（避難を行った利用者等）の状況の把握と支援
- ② 事業所の被害状況に応じた事業継続の可能性の把握
- ③ 職員の被害状況・避難状況の確認及び人員確保
- ④ 救援物資の受け入れ態勢の確保（担当者、場所、方法、手順など）
- ⑤ 防災関係機関（市町村・県・管轄の消防本部等）への報告と支援要請
- ⑥ ボランティアの受け入れ体制の確保（主に実態調査や後方支援）
- ⑦ 復旧に向けた準備

(4) 復旧への対応

- ① 利用者の生活の拠点及び生活状況の把握と支援
- ② 事業所の被害状況に応じた修繕・整理等
- ③ 必要に応じた救援物資の活用、物資の補給
- ④ 関係機関と支援調整、ボランティアの受け入れの調整
- ⑤ 新規利用者等の受け入れ検討
- ⑥ 通常業務への段階的復旧
- ⑦ 職員等の心身面・精神面でのフォロー（過重労務・健康被害・精神的負担への対応）

## ⑮ 重要業務の継続

災害時における事業及び業務は、災害に伴い発生する業務と通常行うべき業務について、優先すべきものから適切に実施し、継続する。その際には、利用者と職員の生命の維持と安全確保、最低限必要な生活の維持・継続を念頭に置くものとする。

### (1) 居宅介護支援事業所の業務

職員の安全を確保しつつ、出勤状況に応じて、以下の業務を優先的に行う。

#### ① 災害発生に伴う業務

- ア. 利用者の安否確認（所在や健康状態等）
- イ. 避難の状況（適切な避難がなされているか、避難先の変更などの必要性など）
- ウ. 生活状況（利用者の心身状況、食事・排泄など基本的な生活の継続が可能か）
- エ. 介護者や家族、自宅の状況など（自宅での生活がどの程度可能であるか）
- オ. 福祉避難所の開設状況等を踏まえて、連絡調整等や支援を適宜実施する。
- カ. 避難先等において、必要な物品や支援などを把握と受援に向けた調整を行う。
- キ. 被災に伴って支援が必要・増大した場合、保険者等と連携し対応する。

#### ② 居宅介護支援業務等

- ア. 既に利用中のサービス事業所の状況に応じた調整（代替サービス等を含む）
- イ. 特例措置等を踏まえて、居宅介護支援に必要な業務・事務等の一部を簡略するなどの対応を行いながら、できる限り遅延なく必要な調整等を行う。
- ウ. 必要に応じ、前項の特例措置の内容について、利用者・家族等に説明を行う。
- エ. 各サービス事業における事業継続の状況や災害発生時の特例的な取り扱いを踏まえて、必要なサービス利用に向けた調整等を行う。

### (2) 長期停電への対応

災害時の長期間の停電に対して、ポータブル電源などの確保とともに、優先順位に基づいて、できる限り事業継続に支障のないように対応を行う。

- ① 携帯電話等との充電用電源
- ② テレビ（情報収集用）等の使用に必要な電源
- ③ Wi-Fi 及びパソコンの使用に必要な電源
- ④ 証明など

※事業所に入所施設や居宅サービス事業所を併設している場合は、生命維持に必要な電源確保を優先すること。

## 5. 地域との連携

### ⑯ 地域・圏域における支援体制の構築

- 1 災害発生においては、局所的な被害により事業の継続が困難となることが少なくない。そのため、市町村の防災計画や個別避難計画の作成状況や内容を踏まえて、平時よりどのような支援が必要かつ可能であるかを検討しておく。
- 2 特に、災害時要援護者の支援については、地域課題の一つとなることから、地域ケア会議等を含めて、多方面・多職種により検討を行うように働きかける。
- 3 事業所単体での事業継続が困難となる場合を想定し、地域の他の居宅介護支援事業所等との提携、連携についての協議を行うとともに、その際の手続き等について検討する。

### ⑰ 近隣住民との顔の見える関係づくり

人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民（町内会・消防団）や近隣の介護施設・居宅サービス事業所と連携するため、平常時から顔の見える関係づくりを取り組んでいく。

## 6. 研修・訓練（シミュレーション）及び計画の見直し

### ⑱ （BCP の運用体制及び研修・訓練の実施）

災害時において、利用者と職員の安全を確保し、BCP で定めた優先業務等を効果的に遂行し、また、より具体的で実践的な内容にするためには、職員全員が BCP の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要である。

そのために、BCP の周知と実践のための研修・訓練（シミュレーション）を実施する。

BCP の実践については、災害訓練の際に併せて検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知を図る。

BCP の責任者は、防災管理者及び防災責任者と協議し、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるため研修・訓練を以下の通り実施する。

#### （1）事業所内研修

- ① BCP の目的・方針・具体的内容に関する周知・共有を目的とした研修
- ② BCP におけるチームとの構成と役割分担に関する研修
- ③ 災害対応の基本的な視点と対策に関する研修（防災研修と併せて行う）

## (2) 事業所内訓練（シミュレーション）

BCP に関する研修内容を踏まえて、実践的な訓練・シミュレーションを定期的に行う。訓練・シミュレーションの内容については、チームの課題等に応じ、以下のような専門的訓練と総合的訓練を選択あるいは組み合わせて実施する。

### ① チーム内の役割ごとの訓練・シミュレーション

- ア・対策本部の設置及び会議の開催、意思決定及び情報伝達
- イ・情報（被害状況等）の収集と把握、判断・指揮命令
- ウ・個々の避難・安全確保、利用者等の安否確認・避難支援等
- エ・必要に応じた、医療・介護・生活支援等に関する調整
- オ・行政その他の外部機関等との連絡・調整
- カ・備蓄品の準備・管理、環境の整備、その他の庶務
- キ・職員のシフト管理、健康状態の管理、メンタルヘルス

### ② 災害発生の子期から発生時、その後の経過（期）ごとの研修

- ア・災害発生の子期及び発生時の対応（初動期）
- イ・災害の継続期または復旧期の対応（被害状況に応じた対策）

## (3) 地域との合同防災訓練

- ① 地域の消防本部や消防団等と連携し、災害時における協力体制を構築する。
- ② 近隣地域と協力し、災害発生時の対応、地域の要援護者の受け入れ等に起関する相互協力体制を確立する。
- ③ 当該地区の長及び防災担当者と連絡先を交互に交換し、災害時の情報を共有する。
- ④ 当該地域の防災訓練への参加もしくは法人の行う防災避難訓練・情報提供等への参加など相互の協力体制を確保する。

## ⑩ BCP の見直し

実際に災害が発生した際の対応や前条の研修・訓練（シミュレーション）の過程等で明らかとなった課題や対策等について防災委員会で年に1回見直しを行い、防災対策本部・職員会議を通じて継続的な改善を行う事とする。

## (附則)

1. この BCP は、令和5年8月21日より施行する。
2. この BCP は、関係法令の改正や社会的情勢及び法人の事業展開に合わせて、防災対策本部で検討を行い、代表の決済により改定施行する。